

令和7年度 久留米市職員採用試験
任期付短時間勤務職員（司書職）受験申込書
(表面) ※裏面の記入も必要です。

※受験番号

撮影時期
(令和年月)

ふりがな 氏名	試験区分			1ヵ月以内に無帽、上半身正面に向かって撮った写真 (縦4cm×横3cm) 写真裏面に、試験区分と氏名を記入の上、写真を貼りつけてください。	
生年月日 (元号は○で囲む)	昭和・平成 年 月 日 生 満 歳 (令和8年3月31日現在)	司書職			
ふりがな 住所	〒□□□-□□□□	固定電話			
		携帯電話			
ふりがな 連絡先 ・住所以外に緊急時の連絡先があれば記入	〒□□□-□□□□ (様方)	電話			
学歴 ・高等学校以上の学歴について、最終学歴より順に上から記入 ・中学校については、卒業年のみ記入		学校・学部・学科・専攻名 (最終) (その前) (その前)	在学期間		○で囲む 昭和・平成・令和 年 月～ 昭和・平成・令和 年 月 昭和・平成・令和 年 月～ 昭和・平成・令和 年 月 昭和・平成・令和 年 月～ 昭和・平成・令和 年 月
受験資格について	中学校 (卒業年のみ記入)	昭和・平成 年 卒業			
その他の資格・免許等	受験資格に係る資格・免許等の名称 司書資格	取得年月日 昭和・平成・令和 年 月 日 取得			
職歴 ・最終職歴より順に上から記入 ・アルバイトは除く	資格・免許等の名称 運転免許 (現在又は最終) (その前) (その前) (その前)	勤務先・所属部署の名称 (現在又は最終) (その前) (その前) (その前)	職務内容	勤務地 (市区町村名まで)	在職期間 昭和・平成・令和 年 月～ 現在又は昭和・平成・令和 年 月 昭和・平成・令和 年 月～ 昭和・平成・令和 年 月～ 昭和・平成・令和 年 月 昭和・平成・令和 年 月～ 昭和・平成・令和 年 月

1. 受験申込書は申込者本人が、太枠内をすべて自筆で記入してください。なお、記入にあたっては黒色のペン又はボールペン(擦ると消えるボールペンは不可)を使用し、かい書ではつきり書いてください。

※受付日

令和
8年 月 日

令和7年度 久留米市職員採用試験
任期付短時間勤務職員（司書職）受験申込書
(裏面)
※司書職としての経歴を記載してください。

※受験番号	
※受付日	令和 8年 月 日

試験区分		司書職				
勤務先		部署・課名	勤務地	勤務形態	在職期間	
現在				常勤 非常勤 (時間／週) ※週30時間以上に限る	昭和・平成・令和 年 月 日～ 令和7年12月31日現在迄	在職 (年 月 日)
				休業等の種類	休業等の期間	昭和・平成・令和 年 月 日～ 昭和・平成・令和 年 月 日迄
その前				常勤 非常勤 (時間／週) ※週30時間以上に限る	昭和・平成・令和 年 月 日～ 昭和・平成・令和 年 月 日迄	在職 (年 月 日)
				休業等の種類	休業等の期間	昭和・平成・令和 年 月 日～ 昭和・平成・令和 年 月 日迄
その前				常勤 非常勤 (時間／週) ※週30時間以上に限る	昭和・平成 年 月 日～ 昭和・平成 年 月 日迄	在職 (年 月 日)
				休業等の種類	休業等の期間	昭和・平成・令和 年 月 日～ 昭和・平成・令和 年 月 日迄
その前				常勤 非常勤 (時間／週) ※週30時間以上に限る	昭和・平成 年 月 日～ 昭和・平成 年 月 日迄	在職 (年 月 日)
				休業等の種類	休業等の期間	昭和・平成・令和 年 月 日～ 昭和・平成・令和 年 月 日迄
その前				常勤 非常勤 (時間／週) ※週30時間以上に限る	昭和・平成 年 月 日～ 昭和・平成 年 月 日迄	在職 (年 月 日)
				休業等の種類	休業等の期間	昭和・平成・令和 年 月 日～ 昭和・平成・令和 年 月 日迄
司書職務経験通算期間（令和7年12月31日現在） ●1月末満の日数は、30日を1月として計算してください。 ●30日に満たない期間は切り捨てます。					通算 年 月 間	
経歴プロフィール・アピールポイント						
この受験申込書の記載事項について、事実に相違ありません。 (署名) _____						

〈記入上の注意〉

※印は記入しないでください。

- ①太枠内をすべて自筆で記入してください。
- ②受験資格にかかる職務職歴を最新の職務経歴から順に記入してください。
- ③週30時間未満のアルバイト等は、職務経歴に該当しません。
- ④司書職務経歴が複数ある場合は、通算できます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職務経歴に限ります。
- ⑤休業等（傷病等による休暇休職、介護休業等）で、実際に職務に従事しなかった期間が連続して30日以上ある場合は、その全期間を職務経歴期間から除きます。ただし、産前産後休暇及び育児休業、勤務先の都合による休業は、職務経歴期間に含みます。